

令和元年6月3日

入札参加者 各位

新潟市水道局
総務部経理課

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う建設工事等の前払金の取扱について

令和元年10月1日に施行予定の消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、令和元年10月1日以降に引渡しを予定している工事等については、当初契約時に施行後の税率を適用し契約しますが、令和元年9月30日までに請求を受けた前払金については、施行前の消費税率及び地方消費税率を適用しますのでご注意ください。

なお、令和元年10月1日に施行された場合は、施行後の消費税率及び地方税率の増加相当分を完成時にお支払いします。

【計算例】

入札額：100,000,000 円 → 当初契約金額：110,000,000 円（新消費税率10%にて契約）

前払金額（上限）：100,000,000 円 \times 0.4 \times 1.08 = 43,200,000 円（旧消費税率8%にて計算）
（10万円未満の端数がある場合は切り捨て）

完成時：110,000,000 円 $-$ 43,200,000 円 = 66,800,000 円